

獨協医科大学助産学専攻科履修規程

平成30年4月1日制定

最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修、試験等の取扱い及び災害等の休講措置等に関し、専攻科規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 開設する授業科目、単位数及び必修・選択の別は、規程別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は所定の期日までに、履修しようとする授業科目を看護学部事務室看護教務課に届け出なければならない。

(修了の要件)

第4条 学生は、修了するためには1年以上在学し、規程別表に定めるところにより必修36単位及び選択1単位以上の合計37単位以上を修得しなければならない。

(履修の認定及び成績評価)

第5条 次の第1号及び第2号を履修認定及び成績評価を受けるための資格要件とし、いずれも満たしていなければならない。

(1) 当該科目の全授業回数の3分の2以上に出席していること。ただし、実習科目はその単位数に応じて算出された実習日数の4分の3以上出席し、かつ分娩介助実習においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二（第三条関係）に定められた助産学実習における分娩の取扱い要件（以下「分娩の取扱い要件」という。）を満たしていること

(2) 正当な理由がなく授業料等の学費を滞納していないこと

2 履修認定及び成績評価は、前項の要件を満たした上で、シラバス等により周知されている科目毎の評価方針に基づき、規程第17条第2項の成績評価基準に照らし、専攻科運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

3 第1項第1号に定める授業の出欠について、授業開始時刻から20分を超える遅刻は、これを欠席として取り扱う。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

4 第1項各号により履修認定及び成績評価を受けるための資格を有しない場合の成績は「X（無効）」とする。

(成績評価の方法)

第6条 成績評価は、定期試験、課題発表、レポート、実習記録物、実技、授業への参加度等の方法により、またこれらを併用して総合的に評価する。各授業科目の具体的な成績評価の方法はシラバス等に公示する。

(定期試験)

第7条 前条の成績評価の方法のうち、定期試験は、原則として各授業科目が終了する学期末に、専攻科長が一定の期間を定めて行うものとし、筆記、レポート又は実技試験等の方法により行う。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験の受験を希望する者は、「追試験願」と欠席の理由を証明できる書類を添え、所定の期日までに看護学部事務室看護教務課に提出しなければならない。

3 追試験の許可は、本人の「追試験願」と欠席理由証明書等に基づき、委員会の議を経て学長が決定する。

- 4 追試験受験を認められた者は、1科目につき1千円の追試験料を納入しなければならない。
- 5 追試験は、その都度本学が定めた期間に行う。
- 6 追試験は得点の90%をもって評点とする。

(成績再評価)

第9条 成績評価の結果、得点が合格点に満たなかった者に対しては、成績再評価を行うことができる。ただし、実習科目の成績再評価は行わない。

- 2 成績再評価の方法は、筆記試験、レポート提出又は実技の形式等とし、科目毎の方法は成績再評価実施前に公示する。
- 3 成績再評価の許可は、委員会の議を経て学長が決定する。
- 4 成績再評価を許可された者は、「成績再評価願」に成績再評価として1科目につき2千円を添えて看護学部事務室看護教務課に提出しなければならない。
- 5 成績再評価は、その都度本学が定めた期間に行う。
- 6 成績再評価は、合・否をもって評価し、合格には60点を与え、C評価とする。

(補習実習)

第10条 実習科目において、実習施設の分娩介助件数等の諸事情により、正規の実習期間に分娩の取扱い要件を満たさなかった場合は、補習実習を行うものとする。

- 2 補習実習実施後は委員会に報告するものとする。

(追実習)

第11条 実習科目において、病気その他やむを得ない理由により第5条第1項第1号の要件を満たせなかった場合は、追実習を行うことができる。

- 2 前項の追実習の実施の可否は、欠席の理由を証明できる書類に基づき専攻科長が判断するものとし、追実習実施後は委員会に報告するものとする。

(再履修)

第12条 不合格とされた授業科目は、翌年度再履修しなければならない。ただし、実習科目は実習施設等の制限があるため、再履修はできない。

(不正行為)

第13条 当該科目において不正行為があったと認められる場合は、その科目の成績を「X（無効）」とする。

- 2 前項の不正行為が極めて悪質な場合は、当該学生がその学期に履修した全科目を「X（無効）」とする。
- 3 前二項の措置は、委員会の議を経て学長が決定し、獨協医科大学学生懲戒規程に基づき厳重に処分する。

(休講措置)

第14条 台風等低気圧の接近により、栃木県を中心とする関東地方に「暴風警報」、「大雪警報」等が発令された場合、もしくは台風等の自然災害又はストライキにより、JR東日本及び東武鉄道双方の交通機関の通学経路が運行停止となった場合の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

警報あるいは運行停止解除時刻	授業等の取扱い
午前7時までに解除された場合	平常どおり授業を行う
午前9時までに解除された場合	1限目は休講、2限目から授業を行う
午前11時までに解除された場合	2限目まで休講、3限目から授業を行う
午後1時までに解除された場合	3限目まで休講、4限目から授業を行う
午後1時現在解除されない場合	全日休講とする

- 2 前項によらないその他の非常事態により、授業等の実施が困難と認められる場合は、専攻科長は、その都度、臨時休講の措置をとることができる。
- 3 授業等の実施中に前二項による事態が発生し、速やかに学生を下校させることが必要と認められる場合は、専攻科長は、その都度、授業等を打ち切り、臨時休講の措置をとることができる。

(学外実習の取扱い)

第15条 学外実習の実施または継続が困難な状況になった場合の取扱いは、次のとおりとする。こ

の場合における実習の打切りについては、専攻科長が判断するものとする。

警報あるいは運行停止解除時刻	実習の取扱い
午前6時までに解除された場合	平常どおり実習を行う
午前10時までに解除された場合	午後から実習を行う
午前10時までに解除されない場合	全日実習を中止する

(補講等の実施)

第16条 前二条により、授業等が休講若しくは打切りとなった場合は、専攻科長は、当該授業等に係る補講等の実施等事後の対応措置について速やかに学生に通知しなければならない。

(救済措置)

第17条 第14条各項及び第15条に規定する臨時休講の措置が講じられなかった場合において、学生が運行を停止した交通機関が発行する「運休証明書」、「遅刻証明書」等を提示した場合は、当該学生が不利益を被らないよう配慮するものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。